

詳しい補償内容については「ご契約のしおり(約款)」に記載していますので、  
必要に応じて東京海上日動のホームページでご参照いただけます。  
セキスイ保険サービスまたは東京海上日動にご請求ください。  
ご不明な点等がある場合は、セキスイ保険サービスまたは東京海上日動まで  
お問い合わせください。  
※申込書等において本冊子を「重要事項説明書」と記載することがあります。

**東京海上日動のホームページのご案内**  
<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>  
東京海上日動のホームページでは、契約者さま専用ページ(ご契約について  
の各種サービス機能)をご用意しております。  
上記URLよりアクセスのうえ是非ご利用ください。

事故のご連絡・ご相談は  
**東京海上日動安心110番(事故受付センター)**

事故番号 119番・110番  
**0120-119-110**  
受付時間 24時間365日

**東京海上日動火災保険株式会社** 注  
保険の内容に関するご不満・ご要望のお申出は営業課支社にて承ります。  
**関西営業第一部営業第二課**  
**TEL.06-6910-5013**  
化学産業営業部営業第一課  
**TEL.03-3285-1831**  
受付時間 平日:午前9時~午後5時

**社団法人日本損害保険協会** 注  
**そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)**  
東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決  
機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。  
東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会  
に解決の申し立てを行うことができます。  
詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<http://www.sonpo.or.jp/>  
**0570-022808**  
受付時間 平日:午前9時15分~午後5時  
(土・日・祝日はお休みとさせていただきます。)

◆お問い合わせ先

**セキスイ保険サービス株式会社**  
(西日本)TEL.06-6365-4091 (東日本)TEL.03-5521-0760

〈取扱代理店〉  
**セキスイ保険サービス株式会社**  
〒530-8565大阪市北区西天満2-4-4(堂島関電ビル) TEL.06-6365-4091  
〈引受保険会社〉  
**東京海上日動火災保険株式会社**  
〈担当課〉  
関西営業第一部営業第二課 〒540-8505大阪市中央区城見2-2-53  
化学産業営業部営業第一課 〒100-8050東京都千代田区丸の内1-2-1

セキスイハイムのオーナーのみなさまのためにご用意しました。

# セキスイハイム オーナーズ保険

「セキスイハイムオーナーズ保険」は東京海上日動火災保険株式会社「トータルアシスト住まいの保険」のセキスイハイム用販売タイプのペットネームです。  
本冊子は「トータルアシスト住まいの保険」のパンフレット兼重要事項説明書です。



**セキスイハイム**®

セキスイハイムオーナーのみなさまへ  
大切な住まいには末永いゆとりと安心を…。

建物はもちろん、家財や地震に対しても  
住まいの保険を総合的にお考えください。

ご存知ですか?

ポイント1 火災保険は火災だけではなく、水濡れ・盗難などの家庭での日常リスクも補償されます。



ポイント2 家電製品や衣類・食器などは、建物保険では補償されません。

ポイント3 地震を原因とする火災は、火災保険では補償されません。

## 『建物保険』

※詳しくは5~7ページをご参照ください。

火災や台風などの自然災害はもちろん、さまざまな費用も補償!  
ご契約は、「3タイプ」からお選びいただけます。



お住まいの復旧に必要な「思いもよらない費用」もお支払いします。

必要に応じて「さまざまなオプション」をお選びいただけます。

補償は「再取得価額」ですので、ご安心ください。

「再取得価額」とは…  
支払限度額(保険金額)を限度として同等の新築建物等を再取得するために必要な金額です。

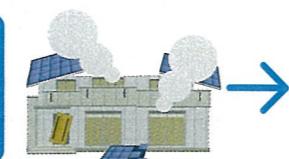
※建物保険の対象には 門、塀、垣や外灯などの敷地内に所在する屋外設備を含みます。

### 【全損時の保険金支払いに関する特約】

全損時(建物の損害額が再取得価額の80%以上)には、建物の支払限度額(保険金額)をお支払いいたします。

※ただし、「再取得価額×当該保険金の支払割合の1.3倍」を限度とします。

損害額が  
再取得価額の  
80%以上



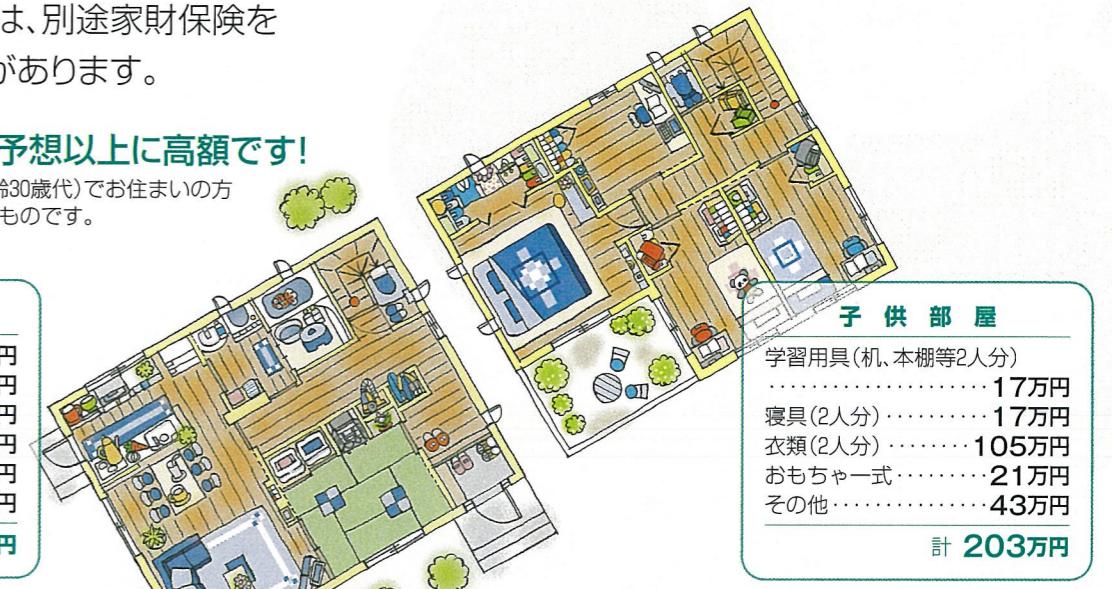
建物保険の支払限度額(保険金額)を  
全額お支払い

『家財保険』で大切な家財もしっかり補償!  
※詳しくは5~7ページをご参照ください。  
思いもよらないリスクから家族の必需品を守ります!

建物保険では家財は補償されません。  
家財の損害については、別途家財保険を  
ご契約いただく必要があります。

### 家財の値段(価値)は予想以上に高額です!

ご夫婦とお子様2名(世帯主の年齢30歳代)でお住まいの方  
の一例で、再取得価額で算出したものです。



なんと  
合計1,289万円



### 建物の面積による ご契約金額の目安

33m <sup>2</sup> 未満	560万円
33~66m <sup>2</sup> 未満	920万円
66~99m <sup>2</sup> 未満	1,160万円
99~132m <sup>2</sup> 未満	1,510万円
132m <sup>2</sup> 以上	1,840万円

※家財の補償額は1口:100万円~99口:9,900万円まで口数で設定し、設定した範囲内で実際の損害額(修理費)を免責金額(自己負担額)を差し引いてお支払いします。

※高額貴金属等(1個または1組あたり30万円を超える宝石や美術品等)は1事故あたり合計100万円まで補償します。  
また追加の保険料をいただくことで、限度額を500万円または1,000万円に増額することも可能です。

※併用住宅の場合、追加の保険料をいただくことで、設備・什器も補償することが可能です。

『地震保険』もプラスして万一の備えを!  
※詳しくは7ページをご参照ください。  
大地震での近所からの「もらい火」なども補償します!

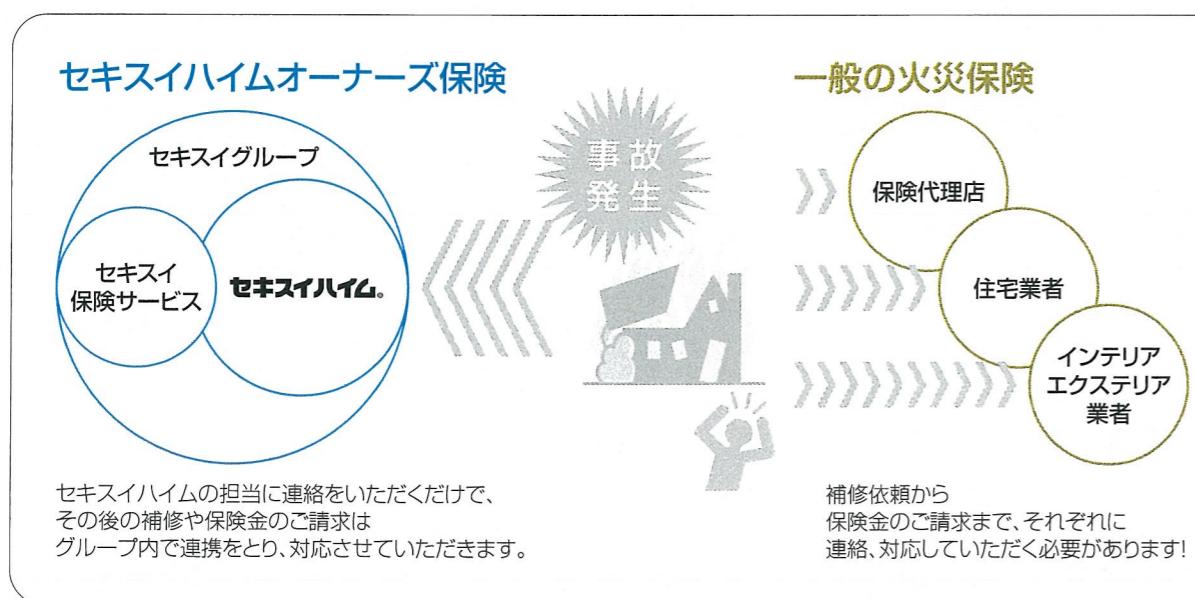


火災保険では、地震・噴火・津波を原因とする火災等の損害については  
地震火災費用保険金を除き、保険金は支払われません。  
地震等による損害については、別途地震保険をご契約いただく必要があります。

セキスイハイムオーナーのみなさまへ  
大切な住まいには末永いゆとりと安心を…。

セキスイグループの総合サポートで  
保険をより身近で、  
より安心にお届けします。

「セキスイハイムオーナーズ保険」は  
セキスイハイム・ツーユーホームを  
お建ていただいたオーナー様のために  
ご用意させていただきました  
住まいの保険です。  
万一、事故の場合には  
セキスイグループ一丸となって  
安心サポートをご提供いたします。



セキスイハイムの担当に連絡をいただくだけで、  
その後の補修や保険金のご請求は  
グループ内で連携をとり、対応させていただきます。

例えれば…こんな時、保険でいくら補償されるの?!



\*ご契約のタイプによって、お支払いの対象とならない場合やお支払い金額が異なる場合があります。

建物・家財にかかるリスクと、復旧に必要な修理費用もしっかり補償します。

## 3タイプの『セキスイハイムオーナーズ保険』をご用意しました。

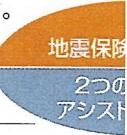
商品のしくみ 東京海上日動の「トータルアシスト住まいの保険」はあなたの家を<sup>マル</sup>ごと守ります。



住まいの保険で、火災や風災などの災害から守ります。

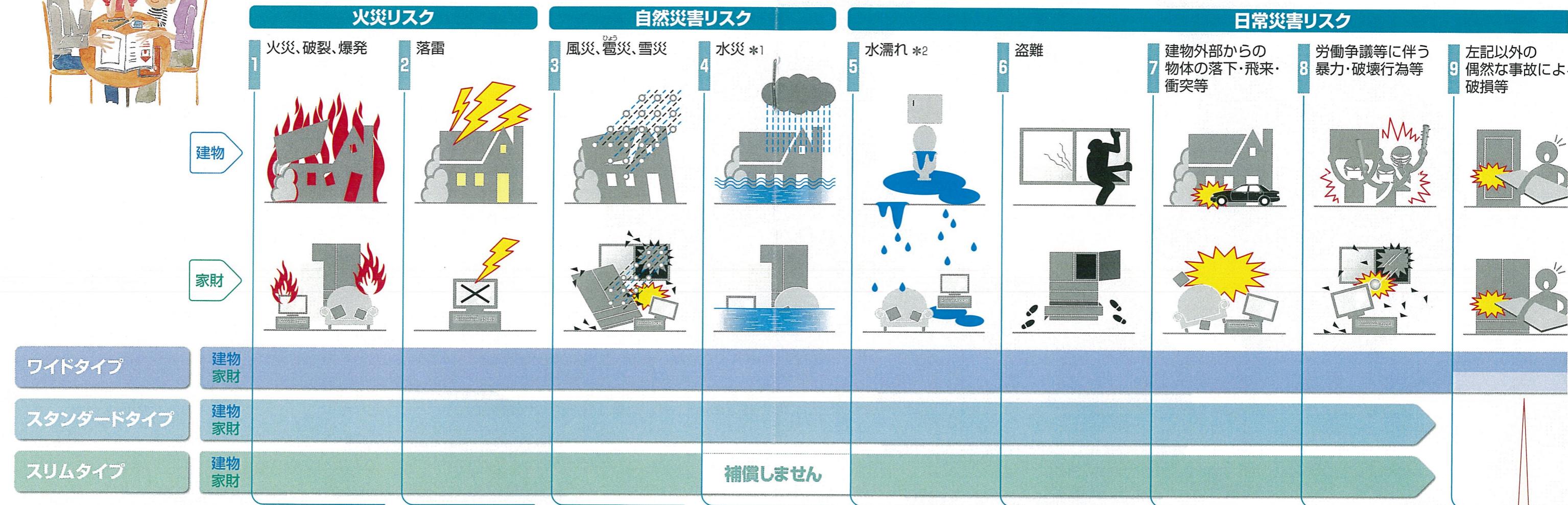
+ 地震保険で地震からも守ります。

+ 2つのアシストで、日常生活もサポート。



### 実際にかかった損害額(修理費)を基準に保険金をお支払いします!

ご契約タイプは、お客様のご希望にあわせてお選びいただけます。 実際にご契約いただく補償内容は申込書等でご確認ください。



すべてのリスク共通の免責金額(自己負担額)は**5千円**です。

お支払いする保険金は**(損害額(修理費)-免責金額(自己負担額))**です。(支払限度額(保険金額)を上限とします。)

免責金額(自己負担額)とは、お支払いする保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額をいいます。

\*1 ①床上浸水または  
②地盤面から45cmをこえる浸水または  
③損害割合が30%以上の場合に補償します。

\*2 給排水設備に生じた事故による水濡れ、または他の戸室で生じた事故による水濡れをいいます(ただし、給排水設備自体に生じた損害を除きます。)

家財の盗難事故の場合、保険証券記載の建物内に収容される通貨等は30万円、預貯金証書は500万円が1事故あたりの支払限度額(保険金額)となります。  
※家財保険をご契約の場合のみ補償します。

家財の保険期間が6年以上の場合は、家財の破損等のリスクは補償しません。

### さらに、思わぬ出費もカバーされるので安心!

損害保険金(1~9)以外にも、さまざまな費用をお支払いします。

\*E~Gの費用の合計額は損害保険金のお支払い額を上限とします。(損害保険金をお支払いする場合に限りお支払いします。)

※お支払いする保険金の概要については8ページをご覧ください。



### 費用リスク

A 臨時費用補償特約	B 残存物取扱費用保険金	C 損害原因調査費用保険金	D 仮修理費用保険金	E 修理付帯費用保険金	F 損害拡大防止費用保険金	G 請求権の保全・行使手続費用保険金	H 失火見舞費用保険金	I 水道管凍結修理費用保険金







